四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）

○内閣府告示第百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県及び島根県隠岐郡隠岐の島町

二　地域再生計画の名称　日本海をまたぐ自然、伝統文化に恵まれた「生涯現役で働けるみなとづくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　松江市及び島根県隠岐郡隠岐の島町の区域の一部（七類港、西村港、伊後港、飯美港、長尾田港、美保関漁港、犬来漁港及び大久漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　出雲市

二　地域再生計画の名称　大好き☆出雲「八百万の出雲のまげなもん売らこい」～出雲ブランド発信を通じた雇用創出プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　出雲市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び岡山県英田郡西粟倉村

二　地域再生計画の名称　百年の森林とみちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県英田郡西粟倉村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　萩市

二　地域再生計画の名称　自然と共生する歴史あるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　萩市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県及び徳島県海部郡海陽町

二　地域再生計画の名称　地域の安全・安心と山と緑を守るまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県海部郡海陽町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県及び宇和島市

二　地域再生計画の名称　「地域の共助と安心安全で活力あるまちづくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宇和島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県及び高知県吾川郡仁淀川町

二　地域再生計画の名称　自然とともに輝くまちづくり計画（二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県吾川郡仁淀川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡県京都郡みやこ町

二　地域再生計画の名称　自然・歴史・文化が融合したまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県京都郡みやこ町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び阿蘇市

二　地域再生計画の名称　農村と都市、人と自然が共生するまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　阿蘇市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）